

和歌山県公営企業課及び和歌山県工業用水道管理センターが発注する緊急小修繕に係る登録基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山県公営企業課（以下「公営企業課」という。）及び和歌山県工業用水道管理センターが発注する緊急小修繕（修繕金額が100万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以下で緊急性のある修繕）に係る登録に必要な基準、申請の時期及び方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(事業名及び登録業種)

第2条 登録事業及び業種は以下のとおりとする。

- (1) 工業用水道事業
 - ア 建築工事
 - イ 電気工事
 - ウ 機械器具設置工事
 - エ 管工事
 - オ 土木工事（漏水修繕以外）
 - カ 土木工事（漏水修繕）
 - キ 電気通信工事
- (2) 土地造成事業
 - ア 管工事
 - イ 土木工事

(登録することができる者)

第3条 登録することができる者は、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けている者
- (3) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定。以下「入札参加資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けている者
- (4) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行。以下「資格審査取扱い基準」という。）若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行。以下「県外建設業者資格審査取扱い基準」という。）に基づく資格の認定を受けていない者又は資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定を受けていない者

- (5) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けている者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定を受けている者を除く。）
- (7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
- (9) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (10) 第10条の規定により、登録を取り消された者で、当該取り消された日から2年を経過していない者
- (11) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格で緊急小修繕登録希望業種の資格認定等を受けていない者
- (12) 夜間・休日を問わず、24時間修繕対応が可能でない者
- (13) 工業用水道事業での登録を希望する者で、当該登録に係る審査基準日（登録申請書の提出日が属する年度の2月1日をいう。以下同じ。）の直近5年間において、登録希望業種に係る官公庁の施設の工事实績がない者
- (14) 土地造成事業での登録を希望する者で、当該登録に係る審査基準日の直近5年間において、登録希望業種に係る官公庁の施設の工事实績がない者
- (15) 契約の履行が困難と認められる者
- (16) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施に当たり、過失により修繕工事を粗雑にしたと認められる者（登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。）
- (17) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施に当たり、契約に違反するなど、修繕工事の相手方として不相当であると認められる者（登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。）

（登録審査）

第4条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、緊急小修繕登録申請書（以下「登録申請書」という。）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、知事が特に認める場合は、その一部の添付を免除することができ

る。

- (1) 経営状況等に関する次に掲げる調書
 - ア 経営状況及び契約履行状況調書（別記第2号の1様式）
 - イ 工事履歴書（別記第2号の2様式）
 - (ア) 工業用水道事業での登録を希望する者は、審査基準日の直近5年間における官公庁の施設の工事履歴を登録希望業種毎に記載
 - (イ) 土地造成事業での登録を希望する者は、審査基準日の直近5年間における官公庁の施設の工事履歴を登録希望業種毎に記載
- (2) 連絡体制表（別記第3号様式）
- (3) 誓約書（別記第4号様式）
- (4) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状（別記第5号様式）
- (5) 緊急小修繕登録希望業種に係る和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し
- (6) 所在地見取図（別記第6号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
（申請書の提出先及び提出時期）

第5条 登録申請者は、公営企業課へ登録申請書及びその添付書類を原則として毎年2月25日から3月15日までに提出しなければならない。

2 前項の規定において、2月25日又は3月15日が閉庁日に当たるときは、翌日以降の直近の開庁日にそれぞれ変更するものとする。

（申請書類の作成に用いる言語等）

第6条 登録申請者が、登録申請書及びその添付書類（この条において「申請書類」という。）の作成の際に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

（登録における審査項目）

第7条 知事は、第4条の規定により登録申請書及びその添付書類が提出されたときは、次の各号に掲げる項目について登録審査を行うものとする。

- (1) 事業の経営状況に関する事項
 - ア 経営状況
 - (ア) 審査基準日における営業年数

(イ) 審査基準日において従事する社員の数

(ウ) 審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあつては資本金、準備金、積立金及び繰越金とし、個人にあつては繰越純資本金とする。）

イ 登録を希望する業種別に審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間完成工事高

(2) 契約の履行実績に関する事項

ア 工業用水道事業での登録を希望する場合、審査基準日の直近5年間における登録希望業種に係る官公庁の工業用水道施設、上水道施設又は下水道施設等の工事の契約履行実績（土木工事（漏水修繕）の契約履行実績は、管径150mm以上の漏水修繕を要件とする。）

イ 土地造成事業での登録を希望する場合、審査基準日の直近5年間における登録希望業種に係る官公庁の施設の工事の契約履行実績（登録業者の決定等）

第8条 知事は、前条の規定による登録審査の結果、登録申請者が登録基準を満たすと認めるときは、その氏名又は名称その他必要な事項を緊急小修繕登録業者名簿に登載するものとし、公営企業課長は緊急小修繕登録結果通知書（別記第7号様式（その1））により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前条の規定による登録審査の結果、知事が登録基準を満たさないと認めるときは、公営企業課長は、当該申請者に対し、緊急小修繕登録結果通知書（別記第7号様式（その2））により、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による緊急小修繕登録業者名簿への登載日は、当該年の4月1日とする。

（登録の有効期間）

第9条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

（登録の取消）

第10条 知事は、登録業者が次に掲げる事由のいずれかに該当するとき、その登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する登録資格を欠くこととなった場合

(2) 登録申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(3) 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

2 知事は、前項により登録を取り消したときは、その旨を速やかに当該登録業者に通知するものとする。

（変更届）

第11条 登録業者は、その登録の有効期間中に、次に掲げる事項について

変更があったときは、その都度直ちに緊急小修繕登録事項変更届（別記第8号様式）に当該事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 営業を休止し、又は廃止したとき。
 - (2) 営業規模を著しく変更したとき。
 - (3) 商号又は名称を変更したとき。
 - (4) 本店又は営業所等の所在地を変更したとき。
 - (5) 登録申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき。
 - (6) 代理人を変更したとき。
 - (7) その他、登録内容に変更のあったとき。
- （変更に係る審査等）

第12条 知事は、前条の届出があったときは、速やかに当該届出事項について審査するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、当該審査に係る登録申請者の登録内容を変更する必要があると認めたときはその登録申請者の登録内容を変更するとともに緊急小修繕登録業者名簿の登載内容を変更し、登録基準を満たさないと認めたときはその登録を取り消すとともに緊急小修繕登録業者名簿からその登載を抹消するものとする。

3 知事は、前項の規定により登録業者の登録内容を変更し、又は登録を取り消したときは、その旨を速やかに当該登録業者に通知するものとする。

（登録の承継）

第13条 登録業者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承継する営業に対応する登録を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- (4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- (5) その他知事がこれらに類すると認める者

2 前項の規定に基づき登録を承継しようとする者は、緊急小修繕登録承継申請書（別記第9号様式）に当該承継の事実を証する書類を添付して知事に提出するものとする。

（参加の停止）

第14条 知事は、入札参加資格停止要綱に基づき、緊急小修繕登録業者が

県土整備部において入札参加資格停止措置が取られた時は、当該登録についても同様の措置をとるものとする。

- 2 知事は、前項の規定によらず、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、入札参加資格停止要綱に基づく期間により参加の停止を行うものとする。
 - (1) 緊急小修繕の実施に当たり、過失により修繕工事を粗雑にしたと認められるとき。
 - (2) 緊急小修繕の実施に当たり、契約に違反するなど、修繕工事の相手方として不相当であると認められるとき。
 - (3) 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者（治療30日を超える傷病をいう。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。
 - (4) 安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者（治療30日を超える傷病をいう。）を生じさせたと認められるとき。
- 3 知事は、第1項及び前項の場合において当該登録業者にその旨通知するものとする。

（適用）

第15条 この基準は、令和7年度に発注する緊急小修繕に係る登録から適用する。